

離島活性化交付金事業(概要)

離島の自立的発展を促進し、島民の生活安定・福祉向上を図るとともに、地域間交流を促進し、無居住離島の増加及び人口の著しい減少を防止するため、定住促進や交流促進に係るソフト事業を支援する枠組み。

◆事業実施主体:都道府県、市町村、民間団体

◆対象事業:以下の事業メニューに該当するもの

◆補助率:都道府県、市町村、一部事務組合…予算の範囲内で各事業の1/2以内

民間団体…予算の範囲内で各事業の1/3以内

(国の負担額は、地方公共団体の負担額と同額までとし、都道府県、市町村、一部事務組合を通じた間接補助とする。)

※流通効率化事業は、民間団体であっても1/2以内

※特定有人国境離島地域に係る輸送費支援は、6/10以内

(国の負担額は、地方公共団体の負担額の3倍を超えないものとする。)

※産業活性化事業における創業支援金は、上限事業費600万円/1事業
(地方自治体毎に3事業まで。)

◆事業期間:原則として3年以内

◆成果目標:あらかじめ提出する事業計画において、定量的な成果目標を設定

○定住促進事業

・産業活性化事業

雇用の創出のための戦略産品開発

戦略産品(5品目まで)の輸送費支援

企業誘致・創業等促進(企業誘致に向けた調査、コーディネーター招聘、

離島の地域課題解決に資する社会的事業に対する創業支援金等)

・定住誘引事業

U、I、Jターン希望者のための情報提供等

・流通効率化事業

コンテナ(冷凍、冷蔵含む)、荷役機材、冷凍庫、冷蔵庫等

・デジタル技術等新技术活用促進事業

ドローン、グリーンスローモビリティ、遠隔診療の導入等

・小規模離島等生活環境改善事業

買い物支援、高齢者の送迎支援等

・安全・安心向上事業

防災計画作成、防災講習の実施、防災機能強化のための設備等

○交流促進事業

・離島における地域情報の発信

パンフレット作成、WEBの作成運用、PR活動等

・交流人口・関係人口拡大のための仕掛けづくり

中間支援組織の立ち上げ、観光メニュー等のプログラムの作成、交流人口の拡大に必要なトイレ改修等※

・島外住民との交流の実施・繋がり構築の推進

離島留学に関する支援(寄宿舍運営費・整備費等)、離島体験ツアー等

※洋式化、バリアフリー化を対象とし新設は対象外。